

第60回中小企業団体全国大会

決 議

全国中小企業団体中央会
宮城県中小企業団体中央会

* 本決議は、平成20年11月20日（木）、宮城県仙台市「仙台サンプラザ」において開催いたしました第60回中小企業団体全国大会で決定したものであります。

第60回中小企業団体全国大会決議

資源・原材料・食糧価格の高止まりやサブプライムローン問題に端を発した米国の大手金融機関の経営破たんなどの世界的な金融危機・経済危機等により、わが国の景気は大きく後退し、中小企業は自助努力による対応の限界を超えた極めて厳しい状況に置かれている。

苦境にある中小企業に対して、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

I. 世界的な金融危機・経済危機への対応、中小企業と組合の活性化

1. 即効性ある景気対策の確実な実施（5ページ参照）
2. 中小企業対策の拡充・強化（6ページ参照）
3. 組合等連携組織対策・中央会支援体制の強化、組合制度のさらなる活用等（8ページ参照）

II. 公正な競争環境の整備

1. 下請取引適正化のさらなる推進（13ページ参照）
2. 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処（15ページ参照）
3. 中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大実現（17ページ参照）

III. 持続的発展を図るための経営力の向上

1. 中小企業のIT活用支援の強化・拡充（25ページ参照）
2. 中小企業金融機能の維持、制度のさらなる拡充等（27ページ参照）
3. 事業承継税制の確実な実施など中小企業の活性化に向けた税制支援の拡充（31ページ参照）
4. 中小企業に配慮した労働・教育・社会保障政策の推進（36ページ参照）
5. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充（49ページ参照）
6. 中小流通業・サービス業振興対策の強化（52ページ参照）
7. 持続的発展を可能とする環境・エネルギー・事業継続対策の拡充（55ページ参照）

I . 世界的な金融危機・経済危機への対応、
中小企業と組合の活性化

1. 即効性ある景気対策の確実な実施

「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」を即時に実施するとともに、切れ目のない景気対策を実施すること。

【具体的な要望事項】

景気後退等厳しい経営環境下にある中小企業者が安心して経営を継続できるよう、「緊急総合対策」及び「生活対策」を即時に実施するとともに、財政措置を含めたあらゆる政策手段を動員して、景気対策を切れ目なく機動的に実施すること。

特に、資金繰り対策と下請対策の実施には万全を期すること。

【背景・理由】

わが国の経済は停滞し、景気後退に直面している。特に中小企業は、世界的な資源・原材料価格の高止まりによる収益の悪化、金融機関の貸出の厳格化による資金繰りの悪化、小規模倒産の増加など、極めて厳しい状況にある。こうしたわが国の景気後退は、企業規模、地域間の経済格差を一層拡大させている。

資源・原材料価格の高止まりは、資源エネルギーに強く依存している製造業や運送業、輸入依存度が高い食品関連産業、内需に依存する建設業や小売業・サービス業等の特定の分野に甚大な影響を及ぼしているため、業界ごとにきめ細かい実態把握を行い、先を見据えた特定業種対策を積極的に実施していく必要がある。

特に、資金繰り対策については、セーフティネット保証の業種指定要件を抜本的に簡素化するとともに、下請対策については、下請事業者の相談体制の拡充、下請適正取引ガイドラインのさらなる周知徹底等により下請事業者保護の強化を図る必要がある。

2. 中小企業対策の拡充・強化

中小企業対策予算を大幅に増額し、地域経済活性化、環境資源対策のための総合的な中小企業対策を実施すること。

また、食品事故による被害が関連中小企業者に及ばないように、万全の措置を講ずること。

【具体的な要望事項】

1. わが国の中小企業が、創業、経営革新、新連携、ものづくり高度化、地域資源活用、農商工等連携等に果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算を大幅に増額すること。

また、資源高による新たな価格体系に円滑に対応できるよう、中小企業が行う省エネ・低炭素化の取組みへの支援を強化するとともに、海外市場開拓を促進するため、産地組合の優れた技術・商品のブランド化の推進、海外拠点と地域力連携拠点との連携等を強化すること。

2. 食品に係る事故や偽装問題が多発しており、幅広い関連中小企業者に影響を及ぼしていることから、金融対策をはじめとする総合的な食品安全対策を実施すること。

【背景・理由】

1. 中小企業対策予算の大幅増額

中小企業は、輸出を中心とした6年を超える景気回復の恩恵を享受しないまま、記録的な資源価格の高騰・世界的な金融危機・経済危機により、大きく収益・採算を悪化させている。

資源価格高騰による国内所得の海外流出、人口減少による国内市場の縮小は、内需依存度の高い中小企業の経営環境を大きく変化させている。中小企業が資源高時代の新たな価格体系に対応するとともに将来市場拡大が見込まれる分野への事業展開を促進するため、低炭素社会に向けた技術革新を導入して生産性を向上させること、魅力あるニッチな国内市場をつくること、成長著しいアジアや資源国を中心とする海外市場への事業展開を行うこと等が喫緊の課題となる。

このため、省エネ・新エネ設備の導入、国内排出量取引など低炭素化に取り組む中小企業への支援、地域資源を活用した地域ブランド化の推進と地域製品の海外への発信、農商工と温泉等観光資源を連携させた事業展開による海外からの

誘客、海外市場開拓のためのJETROの海外拠点と地域力連携拠点との連携強化、事業再生・再編への支援強化、技能移転による国際貢献を目指す外国人研修・技能実習制度の適正化等が早急に必要である。

2. 食品の総合的な安全対策の実施

近時、農薬混入や偽装問題など食品や原材料に係る事故が多発している。特に、事故米転用問題等においては、風評被害を含め、食品加工業者、酒造業者など幅広い中小企業者に甚大な影響を及ぼしており、中小零細業者にあっては倒産の危機に瀕するなどの深刻な状況となっている。

食品関連中小企業者に対して、安全・安心・良質な原材料の確保と安定的な供給を確保するため、資金繰りや設備投資等を支援する総合的な食品安全対策を実施する必要がある。

3. 組合等連携組織対策・中央会支援体制の強化、組合制度のさらなる活用等

国・地方公共団体は、組合等中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として明確に位置付け、同対策の拡充・強化に万全を期すること。
中小企業組合制度を幅広い分野で活用すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業連携組織対策・中央会支援体制の拡充・強化

国・地方公共団体は、「指針」等の策定などにより、中小企業組合をはじめとする連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として明確に位置づけること。

また、同対策の実施を担い、中小企業の業種別生産性向上、地域力連携拠点等を活用した中小零細企業の支援、取引の適正化及び環境エネルギー対策などを積極的に推進している中小企業団体中央会の支援体制の強化に万全を期すること。

2. 中小企業組合制度のさらなる活用等

中小企業組合を中小企業の成長力底上げ、格差是正、地域コミュニティ、ソーシャルビジネス、国際化、省エネ・低炭素社会の実現の担い手として、幅広い分野で積極的に活用すること。

また、地域経済の実態に柔軟に対応できるよう、員外利用の制限緩和等の組合制度の改善を図ること。

【背景・理由】

1. 中小企業連携組織対策・中央会支援体制の拡充・強化

国等の中小企業対策は、平成11年に改正された中小企業基本法により、それまでの業種別組合等の組織を通じて中小企業の近代化・高度化を図ることにより「大企業との格差是正」を目指していたものから「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」に施策の力点が移されてきた。

しかしながら、昨今は新連携、農商工等連携など、わが国の「つながり力」いわゆる「連携力」による中小企業振興が図られていることなどから、「指針」等の策定により中小企業組合をはじめとする連携組織に対する対策を中小企業対策の重要な柱として明確に位置づけ、中小企業振興のため同対策の拡充・強化が必要である。

中央会は、組合等を通じた中小企業振興・発展に尽力していることはもとより組合指導によって培ってきた組織ネットワーク力を活かして、新連携、地域資源活用、農商工等連携、地域ブランドづくりをはじめとする新たな連携支援事業に取り組むとともに、地域力連携拠点として中小零細企業の支援にも取り組んでいる。今後はさらに、成長する海外市場との広範囲な連携、省エネルギー・新エネルギーの設備導入拡大に向けた共同化、同業種組合によるCO2削減ノウハウの移転推進、ゼロエミッションを含めた「3R」（廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用）など、構造的な資源高に対応する取組みを積極的に支援していくことが重要となっている。

しかしながら、三位一体改革以後、税源移譲とともにそのすべてが都道府県に委ねられた中小企業連携組織対策事業予算（県中央会向け予算）は減少傾向にあり、現状の中央会の予算では、指導員の使命感を維持しつつ組合等に対する支援を継続していくうえで限界にきていることから、中小企業の振興、地域経済の活性化のためにも、国・都道府県は中小企業連携組織対策予算を十分かつ安定的に確保し、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の支援体制の整備に万全を期すことが必要である。

2. 中小企業組合制度のさらなる活用等

わが国には4万2千を超える中小企業組合が組織され、その傘下には300万を超える中小企業者が結集しており、景気が後退する中で経営基盤の強化に向けて懸命な努力を続けている。また、新事業活動の推進、人材確保・育成、情報収集発信、地域コミュニティの創出、ソーシャルビジネス、環境対策、セーフティネット等は、組合を通じて実施することで大きな成果が期待される。

特に、組合が行う①省エネルギー・新エネルギーの導入、②国内排出量取引事業、③食の安全への取組み、④海外拠点との連携等の推進のための支援拡充が必要である。併せて、組合青年部、組合女性部、中小企業組合士等に対する積極的な振興策を講ずることが重要である。

また、組合制度のさらなる活用を図るため、次の改善を早急に図る必要がある。

- ① 地域経済に貢献する組合の活性化を図るため、員外利用の制限を大幅に緩和すること
- ② 異業種・広域連携を推進するため、異業種組合の設立認可等について所管行政庁を一元化すること
- ③ 組合の機動的な運営を図るため、定款の絶対的記載事項に係る条項以外の定款変更は、行政庁の認可事項とせずに法定届出事項とすること
- ④ 個人の個性を生かした創業を促進するため、企業組合の設立要件や従事概念の緩和及び法人税の軽減を図ること

- ⑤ 組合からブローカーや暴力団関係者を排除するため、組合設立の認可基準及び役員の欠格要件に新たな規制措置を導入すること
- ⑥ 農商工等連携を促進するため、農事生産法人の対象に企業組合、協業組合を加えること
- ⑦ 地域住民の環境衛生の向上を図るため、組合が行う共同産廃処理設備の導入促進、廃棄物の収集運搬に係る許可制度や手続きを簡素化すること

Ⅱ. 公正な競争環境の整備

1. 下請取引適正化のさらなる推進

下請事業者が、原油・原材料価格高騰に伴う価格転嫁を円滑に行える環境改善を図るため、親事業者及び下請事業者に対する下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進すること。親事業者の優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締りをさらに強化するとともに、下請事業者が適正収益を確保できる環境整備を強力に推進すること。

【具体的な要望事項】

1. 代金の支払遅延や製品の返品・買ったたき等を防止し、親事業者・下請事業者双方が適正な収益を確実に確保できるよう、取引価格の適正化に向けた下請法・下請適正取引ガイドラインの普及強化や製品への価格転嫁推進策など万全な対策を積極的に講ずるとともに、変容する下請取引環境に下請事業者が対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講ずること。
2. 下請法や建設業法等の法令に沿って、下請取引の実態を継続的に調査・監視し、法令違反行為に対しては迅速・厳正に対処するなど、親事業者の優越的地位の濫用等、不公正取引に対する取締りを徹底強化すること。
3. 「下請適正取引ガイドライン」の対象業種の拡大や省庁間でバラツキのある普及策を一元化し、下請かけこみ寺、中小企業支援機関やマスメディア等を通じた普及広報を行うなど、下請事業者がガイドライン説明会を受けやすい環境整備に積極的に取り組むとともに一層の周知徹底を図ること。

【背景・理由】

1. 原油・原材料価格高騰下での価格転嫁に向けた環境整備について

原油・原材料価格の高騰は、容易に価格転嫁できない中小企業者を直接・間接的に圧迫している。また、依然として、代金の支払遅延や製品の返品・買ったたき等が横行していることから、親事業者・下請事業者の双方が適正な収益を確実に確保できるよう、トラック運送業における「燃料サーチャージ制」や公共工事における「単品スライド制」に準じた価格転嫁対策を早急に実施するなど、取引価格の適正化に向けた取組みが必要である。特に、原材料価格の高騰に係る「価格スライド制」の導入は、親事業者と下請事業者との協議制であることもあり、一部の親事業者に止まっていることから、行政主導での抜本的な普及対策を実施することが必要である。

2. 下請取引適正化に向けた対策の強化

弱い立場の下請事業者が親事業者による優越的地位の濫用等により不当なしわ寄せを受けることがないように「下請かけこみ寺」の相談体制の拡充・強化やその周知を徹底し、下請事業者の意見を通しやすい具体的な対策を設けるなど、下請取引の適正化を一層推進していくことが肝要である。

公正取引委員会では、従来から、親事業者及び下請事業者を対象に定期的に書面調査等を行い、違反行為の摘発に努めているが、中小企業にあっては、原油・原材料価格の高騰と親事業者からの「単価の引下げ要請」等により、コストアップ分の価格転嫁ができない状況にあり、これらの行為は、下請法に規定する「買いたたき」などの「不公正な取引方法」につながる恐れがある。国は、下請代金の支払い遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることがないように、従来にも増して検査官の増員や省庁間の一層の連携強化等、さらなる指導・監督機能を強化していく必要がある。

3. 「下請適正取引ガイドライン」の拡大・周知方法の強化について

「下請適正取引ガイドライン」は、経済産業省において8業種（素形材、自動車、産業機械・航空機等、繊維、情報通信機器、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備産業）と国土交通省において2業種（建設業、トラック運送業）の10業種が策定されているが、原材料価格高騰等の影響を受ける業種は全産業に及んでいることや口頭発注などの従来からの取引慣行を根本的に改善するためにも、他の業種まで拡大する必要がある。また、「下請適正取引ガイドライン」の周知活動については、省庁間の歩調にバラツキがあり、統一化が図られていないことから、当事者たる親事業者や下請事業者が困惑しないよう、周知活動の普及策を省庁間で一元化するなど、「下請適正取引ガイドライン」の周知活動が円滑に進むよう調整を行う必要がある。

下請事業者、特に小規模事業者の「下請適正取引ガイドライン」の認知度は低調であり、説明会の実施などの継続的な普及策の推進が必要ながら、現場においては親事業者への配慮等から説明会の開催を見送る等の動きも散見されることを踏まえ、下請かけこみ寺、中小企業支援機関、必要によりマスメディアを積極的に活用するなど広報・普及対策の根本的な見直しが必要である。

「下請適正取引ガイドライン」の本格的な周知活動は本年度からであり、今後とも「下請適正取引ガイドライン」の内容の見直しやベストプラクティスの具体的事例の追加などのフォローアップを定期的に行い、事業者にとって理解しやすいものとするとともに、その周知手法を改善していくことが肝要である。

2. 不当廉売等への迅速かつ実効性ある対処

不当に中小企業に不利益を与える行為に対して迅速・厳正に対処し、独占禁止法等改正案の速やかな成立・施行により、一層の実効性を確保すること。

【具体的な要望事項】

1. 不当廉売、不当表示、優越的地位の濫用など、不当に中小企業に不利益を与える行為に対して、迅速かつ実効性ある対処を行うこと。
2. 独占禁止法等改正案を速やかに成立・施行させ、不当廉売等不公正な取引方法に対する課徴金の厳正な適用により、一層の実効性を確保すること。

【背景・理由】

公正取引委員会の不当廉売への注意件数は、平成18年度の1,031件から19年度には1,679件に増加し、酒類、家電製品、石油製品小売業において、依然として高い水準にある。また景品表示法の事件処理件数は、18年度の689件に比べて19年度は595件に減少しているものの、内訳をみると、「排除命令」、「警告」の件数は増加している。特に「排除命令」は、19年度は56件と、過去最高となった。

優越的地位の濫用については、相変わらず大規模小売業や外食事業者等による過剰な値引き要求や算出根拠の不透明なセンターフィーの要求、各種協賛金の要求など納入中小企業にとって理不尽な要求が行われている。このままでは、公正な取引を行っている企業に悪影響が及ぶばかりか、今後、不公正な取引方法が減少することは期待できないと言わざるをえない。

不当廉売については、酒類、家電製品、ガソリン等について「不当廉売、差別対価等への対応について」のガイドラインが設けられており、これらに則った迅速・厳正な対処が引き続き行われる必要がある。また優越的地位の乱用については「大規模小売業者による納入業者等との取引における特定の不公正な取引方法」の告示に定められた行為が行われることのないよう監視と迅速・厳正な対処が必要である。

現在、国会において独占禁止法等改正案（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案）が審議されているが、同法案には、不当廉売、差別対価、優越的地位の乱用、不当表示等への課徴金の適用範囲の拡大とともに、不公正な取引方法に係る差止請求訴訟におけ

る文書提出命令の特則（提出拒否の正当な理由があるとき以外は文書の提出を求めることができる）の導入が盛り込まれている。

これらの改正は、不公正な取引方法に対する禁止規定の実効性を確保するために不可欠であり、独占禁止法等改正案を速やかに成立・施行するとともに、違反者に対しては迅速・厳正に課徴金を課すことが必要である。

3. 中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需法」並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を一層増大すること。また、官公需適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に周知徹底するとともに、分離・分割発注の推進、適正価格での発注を推進し、地域経済活性化のため、地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用を図ること。

【具体的要望事項】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及徹底

各発注機関は、「国等の契約の方針」に示された中小企業者向け発注目標額を上回る契約実績の確保に努めるとともに、官公需適格組合向けの発注目標を設定し、これを実行すること。また、適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に周知徹底すること。さらに、地方公共団体に対し、国と同様の「契約の方針」を策定するよう要請すること。

2. 適正価格による発注

低価格入札を排除するため、低入札価格調査制度を厳格に運用するとともに、国等の発注においても最低制限価格制度を導入すること。特に、大企業による低価格入札は不当販売として捉え、必要な措置を講ずるとともに、下請中小企業者へのしわ寄せが発生しないよう強力に監視すること。また、予定価格の積算に当たっては、原油・原材料の高騰等市場動向を十分勘案し、適正価格での発注を行うこと。

3. 分離・分割発注の推進及び地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用

各発注機関は、中小企業者等の受注機会増大のため、分離・分割発注の推進に努めること。また、地域経済活性化のため、地元の中小企業者及び官公需適格組合を優先的に活用すること。

4. 随意契約制度の活用

各発注機関は、少額随意契約、組合随意契約等法令により実施が可能なものについては積極的に活用を図り、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

5. 官公需適格組合の与信並びに実績等の適正な評価

入札ボンド制度の導入に当たっては、組合員の与信を合算して官公需適格組合の与信とすること。また、総合評価方式の導入についても組合員の技術力、施工実績等を合算して評価すること。さらに、ライフライン確保等地域社会への貢献実績についても評価し、官公需適格組合の受注機会の確保を図ること。

6. 官公需適格組合制度の改善

官公需適格組合の受注機会の確保と運営の効率化を図るため、以下の項目について改善を図ること。

- (1) 官公需適格組合について、地方自治体においても国と同様の「総合点数の算定特例制度」を導入し、組合の評価を適正に行うこと。
- (2) 建設業の官公需適格組合の監理技術者について、組合員企業からの在籍出向を認めること。
- (3) 建設業の官公需適格組合の証明有効期間を3年間とすること。
- (4) 官公需適格組合証明を有する建設業協業組合の点数について、30%の範囲内でプラス調整を可能とすること。

7. 電子入札の導入に際しての配慮

電子入札等の推進に当たっては、中小企業者の受注機会を損なうこととならないよう説明等の徹底を図ること。また、電子入札の導入が競争性を過度に助長しないよう配慮すること。

8. 公共調達制度の見直し

公共調達制度全体の見直し・改善を行い、価格だけでなく、品質・安全性の確保、雇用の創出等地域経済の活性化、地元中小企業者の育成等も踏まえて総合的に受注者を決定する制度の導入を検討すること。

【背景・理由】

1. 中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大と官公需施策の普及徹底

「平成20年度中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定され、中小企業者向け契約目標が官公需全体の51.0%と設定された。しかし、中小企業は企業数で99.7%、従業者数では71.0%を占め、地域経済の核として重要な役割を果たしていることを鑑みると必ずしも高い目標とはいえない状況にある。そこで、各発注機関は、中小企業者向け契約目標額を上回る契約実績を上げ、実質的に中小企業者の受注機会の増大に資するよう一層の努力を傾注することが必要である。

また、平成19年度における官公需適格組合の受注実績は、僅か399億3千万円（中小企業向け実績の1%弱）にとどまり、制度が十分活用されているとは言い難い状況にある。そこで、中小企業向け発注目標額の中に官公需適格組合に対する目標額を設定し、これを着実に実行していくことが必要である。

さらに、地方支分部局や地方公共団体等発注機関の窓口現場においては、適格組合制度をはじめとする官公需施策が十分周知されているとは言い難い状況が依然として続いており、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を損なう大きな

要因となっている。そこで、全ての発注機関に対し、官公需施策の周知徹底を図ることが必要である。

このほか「国等の契約の方針」では、地方公共団体においても同様の施策を講ずることを要請しているが、独自の契約の方針等を明確にしているケースはいまだ少数である。そこで、地方公共団体においても国と同様の「契約の方針」を策定し、発注方針や契約目標額を明確化し、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の確保を図っていくことが必要である。また、国はこのことを地方公共団体に対し強力に要請すべきである。

2. 適正価格による発注

官製談合等を背景に、各発注機関では競争性の導入が強力に推進されており、その結果過度な低価格入札が横行し、採算割れに加えて不良工事や事故等の危険性も高まっている。そこで、低入札価格調査制度を厳格に運用するとともに、国等の物件・役務の調達に関しても最低制限価格制度を導入し、適正価格での発注を実現していくことが必要である。

また、大企業による低価格入札は下請企業等へのしわ寄せが懸念されることから、これを不当廉売と捉え、必要な措置を講じていくことが必要である。

さらに、予定価格そのものが年々低下しており、市場の実態と大きく乖離したものとなっていることから、予定価格の積算に当たっては、原油・原材料の高騰等市場動向を十分勘案して、中小企業者等の経営基盤の弱体化に繋がらないよう配慮することが必要である。特に、「単品スライド条項」は積極的に活用して中小企業者の負担軽減を図ることが必要である。

3. 分離・分割発注の推進及び地元中小企業者と官公需適格組合への優先発注

中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会を拡大するためには、分離・分割発注の促進が不可欠であるが、各発注機関においては、中小企業者の受注機会の増大を目的とした分離・分割発注は極めて少ない状況にある。各発注機関は、一括発注による発注規模の大型化を極力避け、適正な分離・分割発注に努めることが必要である。

加えて近年は、調達効率化の観点から本部一括調達が進んでいるが、地域中小企業による施工、開発、納入等の方が効率的である場合が少なくないので、地元中小企業者並びに官公需適格組合の優先活用を図るべきである。

また、災害時等におけるライフライン確保等迅速な対応では地元中小企業者や中小企業組合の果たす役割が大きいほか、地元への発注は、地域経済の活性化と中小企業経営の安定等にも資することから、地元の中小企業者並びに官公需適格組合に対し優先的に発注していくべきである。

4. 随意契約制度の活用

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の契約案件については随意契約制度が活用できることとなっているほか、国等の物件の買い入れについて中小企業組合と契約する場合は、予算決算及び会計令において随意契約によることができることとなっている。

については、これらの法令に認められている随意契約制度を積極的に活用し、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会の確保に努めるとともに行政事務の効率化に努めるべきである。

5. 官公需適格組合の与信並びに実績等の適正な評価

各発注機関において、入札ボンド制の導入が進められているが、官公需適格組合の場合、組合員企業より低い評価となっているケースが殆どで、今後、組合としての入札ができなくなるケースが想定される。そこで、入札ボンド制の運用に当たっては、組合員の信用力を合算して評価するよう早急に制度の改善を図ることが必要である。

また、総合評価方式についても組合員の技術力や施工実績を合算して評価していくことが必要である。さらに、災害時におけるライフライン確保等地域貢献活動等についても評価に盛り込んでいくことが必要である。

6. 官公需適格組合制度の改善

- (1) 官公需適格組合の総合点数算定特例制度は、直接的には国等の機関が対象となっているため、地方公共団体においてはその採用が進んでいない状況にある。そこで、地方公共団体においても、国と同様に総合点数の算定特例制度を採用し、官公需適格組合の能力を適正に評価し、受注機会の拡大を図っていくことが必要である。
- (2) 中小建設業組合が官公需を受注する場合、直接的かつ恒常的雇用関係のある監理技術者を組合に配置しなければならないとされているが、一定要件を備えた親子会社やグループ企業においては、監理技術者の在籍出向を認めている。監理技術者の直接雇用は、建設業における不良・不適格業者の排除を目的としたものであり、官公需適格組合は共同受注体制が整備されていることを国が証明したものであるにも拘わらず、現状では、不良・不適格業者と同様の取り扱いとなっている。については、官公需適格組合における監理技術者については、組合の直接雇用者に加えて、組合員企業からの在籍出向を認めることが必要である。
- (3) 物件並びに役務関係の適格組合証明の有効期間は3年間となっているが、建設業関係は2年間のままで、組合関係者の大きな負担となっている。適格組合

については決算関係書類等の中間資料の提出、変更等についての届出が義務付けられており、証明の内容が十分担保される仕組みとなっている。

については、建設業関連の適格組合についても証明書の有効期間を3年とするべきである。

- (4) 建設業の協業組合については、等級の格付けに際して概ね15%の範囲内でプラス調整することができることとなっているが、協業化による経営規模の適正化、企業基盤の強化等を推進するため、官公需適格組合証明を有する協業組合については、概ね30%の範囲内でプラス調整が可能とするよう制度の改善を図ることが必要である。

7. 電子入札の導入について

入札等の電子化の推進に当たっては、中小企業者への説明等を十分に行い、受注機会が損なわれることのないよう配慮する必要がある。また、調達システムには、地元中小企業優先基準の設定や低入札価格調査制度との連動により、徒に価格競争が助長されることのないよう手立てを講ずることが必要である。

8. 公共調達制度の見直し

公共調達の実施に当たっては、透明性、競争性、公平性の確保は必要不可欠であり、総合評価制度の導入等が図られているものの、現状における落札の基準は依然価格中心である。このため、競争性の導入と相俟って過度な安値受注が発生し、業界の混乱や中小企業者の経営基盤の弱体化を招いているだけでなく住民を巻き添えにした事故等も発生し社会問題となっている。また、公共調達は地域経済の基盤形成とも深く関連していることから、最終消費者である住民等の利益となる品質や安全性の確保、防災、地域貢献度合い等の観点に加え、地域雇用の創出に繋がる地元企業への配慮等を総合的に勘案して受注者を決定する方式の導入を早急に検討すべきである。

Ⅲ. 持続的発展を図るための経営力の向上

1. 中小企業の I T 活用支援の強化・拡充

I T を活用して生産性向上やマネジメントの高度化に取り組む中小企業を支援するため、情報システム担当者の育成、I T 活用基盤の整備、地域における支援体制の整備を行うとともに、電子政府・電子自治体の推進に当たっては、中小企業の利用促進につながるようにすること。

【具体的な要望事項】

1. 中小企業経営者への I T 活用の啓発のための研修等を充実するとともに、情報システム担当者の育成支援策を拡充すること。
2. 中小企業向けの安価で使いやすい A S P ・ S a a S の活用基盤を整備するとともに、組合等を活用した情報システムの構築等の支援策を拡充すること。
3. 地域 I T ベンダーと地域中小企業のネットワーク化を図り、地域中小企業の I T 活用支援体制を整備すること。
4. 電子政府・電子自治体の推進に当たっては、中小企業の利用しやすいシステムにするとともに、行政手続の簡素化に向けた取組みを推進すること。

【背景・理由】

1. I T 活用の啓発と情報担当者育成支援の拡充

中小企業が生産性向上やマネジメントの高度化のためには、経営者のリーダーシップの下で、I T (情報技術) の活用を積極的に進めることが重要である。しかし中小企業においては、経営者の I T 活用に関する意識や人材の不足が I T 活用を進める上での障害となっている。

中小企業の I T 経営を推進するためには、経営者の意識啓発と人材育成の強化が不可欠である。このため、経営者に I T 活用の重要性についての意識を深めてもらうための研修会や I T を活用した経営を実践するための研修会を拡充するとともに、情報システム担当者など C I O (Chief Information Officer) 機能を担う企業内の I T 人材の育成支援を拡充する必要がある。

2. 中小企業向け I T 活用基盤の整備

中小企業の I T 活用の障害として投資費用の負担が高いこともあげられる。初期投資ばかりではなく、情報システムを維持し、更新していくためのランニングコストも大きな負担となっている。また、システムに障害が発生した場合に対応できる人的な体制を十分整えることも困難である。

このため、インターネットを經由して情報処理サービスをワンストップで利用できるASP (Application Service Provider)・SaaS (Software as a Service)の活用基盤(プラットフォーム)を整備し、中小企業が容易に利用することができるようにする必要がある。その際、多様なアプリケーションソフトウェアが利用できるようにするとともに、安価で中小企業が利用しやすいものにする必要がある。

また、組合等により中小企業が共同でIT活用基盤を整備する情報ネットワークシステムの構築や業務用アプリケーションの企画・開発などに対する支援を拡充することが必要である。

3. 地域における中小企業のIT活用支援体制の整備

システム開発や保守サービスを担う情報サービス事業者は大都市に集中しており、地域に立地するもの(地域ベンダー)は少ない。情報システムを担う人材の不足する中小企業にとって、地域ベンダーからITの活用を進めるに当たっての十分なサポートをえることができないことは、IT活用の大きな阻害要因である。

このため、地域ベンダーと地域中小企業等とのネットワーク化を図り、地域中小企業や地域産業のニーズに応じたソフトウェアや保守サービス等の供給体制を強化して、地域中小企業のIT活用支援体制を整備する必要がある。

4. 中小企業が利用しやすい電子政府・電子自治体システムの構築

電子政府・電子自治体実現のため、様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える次世代の電子行政サービス基盤の開発が行われており、簡素で効率的な行政サービスの実現に寄与することが期待される。

電子行政サービス基盤の開発に当たっては、標準化を強力に推進し中小企業にとっても利用しやすいシステムを構築するとともに、中小企業の負担となっている添付書類の廃止等、行政手続きを簡素化し、各種届出や申請業務の電子化を速やかに実現することが必要である。

2. 中小企業金融機能の維持、制度のさらなる拡充等

原油・原材料価格高騰の外部要因や景気変動等の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、中小企業金融機能の維持・強化、信用補完制度の適正な見直し、担保や保証に依存しない融資慣行の定着化に向けた取組みなど、中小企業金融対策を一層充実させること。

また、小規模事業者に対する金融の円滑化と地域経済の発展に大きな役割を發揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として、今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。

【具体的な要望事項】

1. 株式会社化した商工中金及び統合した日本政策金融公庫については、これまで金融危機時等において中小企業に対して果たしてきた役割・機能が将来にわたり十分発揮されるよう、融資制度のさらなる充実（マル経資金の貸付対象者の弾力化等）も含め万全な措置を講ずること。
2. 不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行の定着化（技術力等の重視、個人保証限度の見直し等）に向けての取組みを一層推進すること。中小企業金融制度のさらなる充実、セーフティネット保証対象業種の恒久的な運用基準等の弾力化や信用補完制度における責任共有制度（部分保証）のフォローを十分行い、中小企業に対する貸し渋りや貸し剥がしが再燃することのないよう必要な対策を講ずること。
3. 高度化事業（高度化資金貸付制度）は、中小企業が新たな事業展開を行う上で極めて重要な制度であることから、環境変化に対応した適切な運用面の改善を行うこと。また、団地の組合員の倒産等によって生じた跡地について、組合員の円滑な入れ替え等ができるようにするため、組合が一時的に買い取る場合の借入金に関わる支援措置を講ずること。
4. 中小企業倒産防止共済制度・小規模企業共済制度については、小規模事業者の利便性向上のため、制度の充実を図ること。
5. ゆうちょ銀行の業務のあり方については、地域経済や金融において混乱をきたさぬよう、信用組合をはじめとする民間金融機関の地域金融機能や公平な競争条件を引き続き確保する観点から、特に、以下の点に留意し議論を行うこと。
 - （1）協同組織金融機関である信用組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
 - （2）完全民営化移行期間中の預入限度の引上げや撤廃、事業性貸出業務への新規進出は行わないこと。

【背景・理由】

1. 中小企業金融機能の維持

政策金融改革により平成20年10月、商工中金は株式会社化し、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫は日本政策金融公庫に統合した。

米国に端を発したサブプライムローンの影響等で国内景気も後退の一途を辿っており、加えて原油・原材料価格の高騰で価格転嫁が進まない中小企業の経営環境は、今後ますます厳しくなり、これら中小企業に対する民間金融機関の融資姿勢はさらに厳格化することが予想される。したがって、今後とも日本の産業基盤を担う中小企業の資金調達に支障が生じることがないように、特に、貸し渋り・貸し剥がしが再燃することがないように、従来、商工中金、日本政策金融公庫が果たしてきたセーフティネット機能や民間金融機関の補完としての金融機能が、今後とも十分発揮されるよう万全の措置を講ずる必要がある。日本政策金融公庫が取り扱う経営改善貸付（マル経資金）の借入は、6ヵ月以上の経営指導が条件となっており、小規模事業者の資金調達の多様化を図る見地から、運用面の弾力化を行い、他の制度融資も含め、より利用しやすい制度に改める必要がある。

2. 不動産担保や人的保証に依存しない融資慣行の定着化

中小企業は不動産等の資産背景に乏しいことから、資金調達のさらなる円滑化を図るためには、営業性資産・知的財産権の活用や技術力・経営者の資質等に審査ウェイトを置くなど、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資を今後とも積極的に推進することが不可欠であり、創業や事業再生等に取り組む中小企業に対する金融制度も充実させる必要がある。

昨年8月よりABL（売掛債権等を担保）保証制度がスタート、また本年2月には「中小企業金融関連3法」が成立し、8月から「売掛債権早期現金化保証制度」や再生支援、創業・新分野への挑戦を支援する制度が施行された。特に、「売掛債権早期現金化保証制度」は、手形利用が大幅に減少する一方で、売掛債権比重が増加している状況に鑑み、新たに中小企業者の資金繰りを支援するために創設された制度であり、中小企業にとっての営業性資産の担保機能は極めて有効性が高いことから、これを積極的に周知し、利用促進を図ることが肝要である。

原油・原材料価格の高騰の影響が極めて大きい中小企業の資金調達の迅速化を促進するため、セーフティネット保証の対象業種の拡大、指定基準の弾力化、指定期間の延長、また小口零細企業保証の限度額の拡大等の運用面の緩和を実施することにより、中小企業が調達する際の申請から貸付実行までの手間やコストが負担とならないよう指導の徹底を図る必要がある。

また、昨年10月より、信用補完にかかる責任共有制度がスタートしたが、この制度の導入に伴い、プロパー貸付の減少や貸し渋り等、中小企業の資金調達に

支障が生じないように、特に民間金融機関の動向について十分なフォローを行うとともに適切な指導を実施し、中小企業が利用しやすい制度となるよう定期的に検討を加えることが肝要である。

3. 高度化事業の制度内容の充実

独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う高度化貸付制度については、これまでの中小企業の経営基盤の強化や地域経済の活性化に果たしてきた役割・機能の重要性を踏まえ、今後ともその制度を維持・発展させる必要がある。中小企業の新たな事業展開に対応すべく、貸付条件の緩和、貸付までの期間短縮・事務手続きの簡素化を図るとともに、併せて、長期にわたり経営が困窮している既往借入中小企業者の負担を軽減するため金利負担の軽減措置、返済条件の緩和、違約金の軽減、返済条件等変更手続きの簡素化を図ることが必要である。特に、倒産等が増加する中、高度化団地の組合員の倒産・廃業により生じた跡地につき、組合員の円滑な入れ替え等ができるよう、組合が一時的に買い取る場合の借入金に関わる支援措置や不動産取得税、登録免許税、消費税等について軽減措置を講ずる必要がある。

なお、一部の県において、県直接貸付による高度化貸付が行われていない状況があるが、中小企業がより一層経営基盤の強化を図り、激変する環境に即応していくためにも、県において高度化資金を財源化し貸付枠を確保する必要がある。

4. 中小企業倒産防止共済・小規模企業共済の制度内容の充実

原油・原材料価格の高騰による経営環境の変化や市場競争の激化等により企業の倒産件数も増加しており、連鎖倒産の影響を受ける中小企業も多くなっていることから、中小企業倒産防止共済制度については、借入限度の引上げや貸付実行までの手続きの簡素化・短縮化、貸付の際の消滅割合の緩和、貸付期間の延長、また「夜逃げ」や「内整理」等についても貸付事由とするなど、中小企業者が利用しやすい制度となるよう抜本的な運用面の見直しを行う必要がある。

また、小規模企業経営者の高齢化等による事業承継については、現行の小規模企業共済制度では、事業廃止の場合より共済金の受取額が少なく、事業承継という今日的課題に適合していないこと、加入対象者として配偶者専従者、事業承継予定者は除外されていることから、制度面の見直しを行う必要がある。

5. 信用組合等民間金融機関の地域金融機能の堅持

(1) 協同組織金融機関である地域金融機能の堅持

金融庁では、本年3月、金融審議会金融分科会第二部会「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」を設置し、信用組合や信用金庫等の協

同組織金融機関のあり方等について総合的な見直しの検討を行っている。従来より信用組合をはじめとする協同組織金融機関は、銀行のサービスが行き渡りにくい立場にある小規模事業者や生活者への金融機能としての役割を果たしてきた。経済の効率性や合理性の追求だけでは、地域経済、地場産業の回復は難しく、これらを活性化していくためには小規模事業者、商工団体、市町村等と一体となった取組みが必要であり、将来的にも地域の問題解決の存在に不可欠である。したがって、今後とも、信用組合をはじめとする協同組織金融機関としての地域金融機能は堅持されるべきである。

(2) ゆうちょ銀行の預入限度や事業性貸出業務の制限について

本年4月、ゆうちょ銀行は政府に対し、流動性預金の限度額1千万円の規制について、その撤廃を求める政令改正の要望を行ったが、規制額の撤廃は、信用組合をはじめとする地域金融機関の資金調達を圧迫し、ひいては地域経済に大きな混乱を及ぼすものと考えられる。また180兆円を超える巨大な資金量や膨大な個人情報を有するゆうちょ銀行が、貸出業務に新規進出することは、小規模事業者の支援・育成や生活者の安定・向上支援を一途に実践し続け、地域社会の一員として地域社会の立て直しに努力している信用組合をはじめとする地域金融機関の経営に大きな影響を及ぼすものであり、結果として、小規模事業者の経営や地域経済そのものに大きな混乱をもたらすものである。したがって、完全民営化移行期間中におけるゆうちょ銀行の預入限度額の撤廃や事業性貸出業務への新規参入は行うべきでない。

3. 事業承継税制の確実な実施など中小企業の活性化に向けた税制支援の拡充

中小企業経営者が安心して経営に専心できるよう、事業承継税制の確実な制度化を図るとともに、事業承継円滑化のための総合的な支援を強化すること。

中小企業関係税制、中小企業組合関係税制等の充実・強化を図ること。

拙速な消費税の引上げの議論は行わないこと。また、環境税は創設しないこと。

【具体的な要望事項】

1. 事業承継税制の確実な実施

取引相場のない株式等に係る相続税の80%の納税猶予制度について、平成20年10月1日に遡及して確実に実施するとともに、猶予税額が免除される一定の場合の具体化や株式の生前贈与の促進を図るための措置の導入をはじめ中小企業経営者や後継者にとって使い勝手のよい制度となるよう配慮すること。また、廃業と開業のマッチング支援、事業用資産買取りの金融支援など事業承継円滑化のための総合的な支援を強化すること。

2. 中小企業関係税制の充実強化

- (1) 法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法に定める中小企業の定義と同様にすること。
- (2) 中小法人に対する法人税の軽減税率を引き下げるとともに、その適用所得範囲を拡大すること。
- (3) 中小法人の交際費の損金算入措置を延長するとともに、その限度額を引き上げること。
- (4) 固定資産税の負担軽減を図ること。
- (5) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した税制措置を講ずること。
- (6) 省エネ・新エネ・低炭素経営の促進に対する税制措置を講ずること。
- (7) 土壌汚染対策等中小企業の環境引当金に対する税制措置を講ずること。
- (8) 地域コミュニティを担う商店街の活性化に向けた税制措置を講ずること。
- (9) 中小企業の事業再生に伴う登録免許税・不動産取得税の軽減措置を講ずること。
- (10) 適用期限の到来する次の租税特別措置等を延長すること。また、適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は行わないこと。
 - ① 中小企業等基盤強化税制

- ② 人材投資促進税制
- ③ 企業立地促進税制
- ④ 中小企業新事業活動促進法に基づく計画承認、地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法に基づく計画認定を受けた事業者が行う設備投資の支援に対する税制
- ⑤ 信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置

3. 中小企業組合関係税制の充実強化

- (1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率を引下げること。
- (2) 事業協同組合等に対する法人住民税均等割額の軽減措置を講ずること。
- (3) 火災共済協同組合が行う地震火災費用見舞金等に対する税制措置を講ずること。
- (4) 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金を損金に算入すること。
- (5) 適用期限の到来する次の租税特別措置等を延長すること。また、適用期限の到来しない国税の特別措置、地方税の特例措置の廃止・縮減は行わないこと。
 - ① 事業協同組合等の留保所得の特別控除
 - ② 中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）

4. 拙速な消費税率引上げ議論は行わないこと。

5. 環境税の創設は行わないこと。

【背景・理由】

1. 事業承継税制の確実な実施

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の制定を踏まえて、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設されることとなった。取引相場のない株式等に係る相続税の80%の納税猶予制度が、10月1日に遡及して確実に実施されるとともに、猶予税額が免除される一定の場合の具体化や株式の生前贈与の促進を図るための措置の導入など、中小企業経営者や後継者にとって使い勝手のよい制度となることが重要である。

また、制度化された事業承継税制が広く中小企業に活用されるよう、事業承継支援センターや自社株式等資産の買取りのための低利融資制度の利用促進を図るなど、事業承継円滑化のための総合的な支援を行うことが必要である。

2. 中小企業関係税制の充実・強化

(1) 法人税法上の中小法人定義の見直し

税制措置は、金融支援と並んで中小企業施策には不可欠なメニューである。支援施策の効果を上げるため、法人税法上の中小法人の定義を中小企業基本法

の中小企業の定義と同様にすることが必要である。

(2) 中小法人に対する法人税の軽減税率の引下げ等

中小企業の積極的な事業展開を促進していくためには、一層の税負担の軽減が必要であることから、中小法人に対する法人税の軽減税率（現行22%）の引下げやその適用所得範囲（現行所得800万円以下部分）の拡大を行うことが必要である。

(3) 中小法人の交際費の損金算入の特例等

中小法人の交際費については、中小企業の経営に係る費用的性格が高く、個人事業者とのバランスの観点からも、現行の損金算入限度額（現行年400万円までのうちの90%）の引上げを行うことが必要である。

(4) 固定資産税の負担軽減

中小企業における固定資産税負担は、負担軽減策として市町村の「条例による減免制度」が創設されたが、その実施は十分とは言えない。同制度を延長し、国が市町村に同制度の活用を奨励するなど、中小企業にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減を図る必要がある。

(5) 個人事業主の事業承継や事業主報酬に係る勤労性に配慮した税制措置の創設

法人については「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、抜本的な税制改正が行われることとなった。また、実質的に個人企業と経営実態を同じくする同族法人企業の経営者に対しては役員報酬の支払いが認められている。このため、個人企業と法人企業の税負担格差は広がるばかりであることから、個人事業主の事業承継税制や個人企業経営者の所得に関して個人企業経営者の勤労性を正しく評価した事業主報酬制度を創設することが必要である。

(6) 省エネ・新エネ・低炭素経営の促進に対する税制措置の創設

低炭素経営を促進するためには、省エネルギー・新エネルギーの推進によって生産性の向上や経営基盤の強化を図ることが極めて重要である。また、生産性の向上のためには、企業間連携の促進が欠かせないことから、組合が行う共同省エネルギー事業等に対する税制措置が必要である。

(7) 土壌汚染対策等環境引当金に対する税制措置の創設

大企業では、土壌汚染や大気汚染等の対策費用を引当金として貸借対照表に計上する動きが広がっているが、中小企業においても同じリスクを抱えるものの、環境対策に係る将来の支出を引き当てる企業はほとんどない。中小企業の環境リスク対策を推進するため、税制による支援が必要である。

(8) 地域コミュニティを担う商店街活性化に向けた税制措置の創設

空き店舗における子育て支援や防犯対策等は公益性が高いことから、地域コミュニティを担う商店街のマネジメントを実施する企画・運営会社等に寄附を

行った場合に、寄附額を所得控除する制度の創設をはじめ、地域商業の活性化やまちづくりに資するための税制措置が必要である。

(9) 中小企業の事業再生に伴う登録免許税・不動産所得税の軽減

経営困難に陥っている中小企業が事業再生を進めることは、地域経済の活力維持や雇用確保の観点から重要である。このため、中小企業が一定の私的整理手続きに従って、事業譲渡や会社分割等の事業再編を伴った事業再生を図る場合において、登録免許税・不動産取得税の軽減措置を講ずることが必要である。

(10) 中小企業のための特別措置の延長等

中小企業に配慮した国税の特別措置、地方税の特例措置は、わが国経済社会に果たす中小企業の役割を正當に評価し、その事業活動を税制面から積極的に支援するために措置されているものである。したがって、適用期限が到来する中小企業等基盤強化税制、人材投資促進税制、企業立地促進税制、中小企業新事業活動促進法に基づく計画承認、地域資源活用促進法及び農商工等連携促進法に基づく計画認定を受けた事業者が行う設備投資の支援に対する税制、信用保証協会の抵当権設定登記等に伴う登録免許税の軽減措置については、引き続き適用期限を延長することが必要である。また、未だ適用期限の到来しない措置を期限前に縮減あるいは廃止することは、当該措置に関する直近の税制改正の主旨を否定し、利用者である中小企業への配慮を欠いた行為であるので、絶対に行うべきではない。

3. 中小企業組合関係税制の充実強化

(1) 企業組合、協業組合を含めた中小企業組合の法人税率の引下げ

事業協同組合等の中小企業組合は、中小企業が組織する中小企業支援のための組織である。このため、現行22%の軽減税率をさらに引き下げる必要がある。

企業組合、協業組合は、事業協同組合等と同様、中小企業の事業の改善・合理化を図るための組織であるにもかかわらず、法人税法上、株式会社等と同様の税率が適用されていることから、事業協同組合等と同様の軽減税率を適用する必要がある。

(2) 事業協同組合等に対する法人住民税均等割額の軽減

地方税である法人道府県民税、市町村民税の均等割においては、会社と中小企業組合との区分がなく、出資金を外形基準として課税されているので、中小企業組合については法人税率と同様に一律の軽減税率を適用することにより軽減する必要がある。

(3) 火災共済協同組合の地震火災費用見舞金等に対する税制措置の創設

損害保険料控除制度が廃止され地震保険料控除制度が創設されたが、地震に

対する補償は地震保険に限らず、地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とする必要がある。

(4) 特定共済組合が積み立てる異常危険準備金の損金算入

特定共済組合制度の創設に伴い、火災共済協同組合と生活衛生同業組合において認められている異常準備金の損金算入の対象に特定共済組合を含めることが必要である。

(5) 中小企業組合のための特別措置の延長等

中小企業組合に対する国税の特別措置、地方税の特例措置は、中小企業を支援する組織に鑑み措置されているものであり、構成員である中小企業に対する税制措置との相乗効果が期待されている。とりわけ、適用期限が到来する事業協同組合等の留保所得の特別控除及び中小企業等の貸倒引当金の特例（中小企業組合等に対する割増し措置）は、組合の財政基盤の確立を図り、組合の機能を十分に発揮させることによって、組合員の経営の安定を図るものであるため、本税制の役割は極めて重要であることから延長することが必要である。

また、未だ適用期限の到来しない措置を期限前に縮減あるいは廃止することは、当該措置に関する直近の税制改正の主旨を否定し、利用者である中小企業組合への配慮を欠いた行為であるので、絶対に行うべきではない。

4. 拙速な消費税率引上げ議論反対、環境税の創設反対

財政再建のための税制の抜本的改革の是非は、拡大の一途を辿る中小企業と大企業の格差是正とあまねく中小企業の成長力底上げ実現後に税収の動向を精査しつつ判断すべきである。消費税率引上げの議論は原油・原材料の価格高騰により中小企業の収益が大幅に悪化している現段階では、内需不振が続く中で消費減退を誘発することになるので絶対に反対である。

また、化石燃料の使用の抑制を目的とする環境税の創設は、CO₂の排出抑制につながらなければ原油価格高騰を通じて新たなコスト負担の増加を招き、中小企業の経営の圧迫となるので、絶対に反対である。

4. 中小企業に配慮した労働・教育・社会保障政策の推進

最低賃金の引上げには、生産性の向上や下請取引の適正化等が不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。

外国人研修・技能実習制度は、運用の適正化を前提に現行の制度目的及び団体監理型の受入れを維持すること。また、受入れ事業の適正化を図るため、「外部評価制度」等を創設すること。

国による職業訓練機能を維持・強化し、ジョブカード制度を推進すること。また、若者の就業促進と中小企業の人材育成・確保への支援を強化すること。さらに、中小企業の高齢者雇用への支援を強化すること。

国の方針の下で、学校教育における中小企業に関する教育を強化すること。

中小企業が障害者を雇用しやすい環境を早急に整備すること。

中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。

時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。また、「企画業務型裁量労働制」について見直しを行うこと。

雇用保険に対する国庫負担は廃止しないこと。また、雇用保険二事業の助成金制度について、手続きの簡素化など活用面の見直しを行うこと。

社会保障制度改革に当たっては、厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げは行わないこと。

【具体的な要望事項】

1. 生産性の向上等を踏まえた最低賃金の引上げ

(1) 現下の厳しい経営環境においては、最低賃金の引上げには、中小企業の実態や下請取引の適正化等による中小企業全体の底上げが不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。

(2) 産業別最低賃金を早急に廃止すること。

2. 外国人研修・技能実習制度の見直し

(1) 制度の目的は、運用の適正化を図ることを前提に維持し、枠組みについては、「3年間の技能実習」とすること。ただし、日本語研修等の非実務研修は、受入れ当初の一定期間又は一定時間以上の実施を義務づけること。

(2) 事業協同組合等による団体監理型の受入れは維持すること。

なお、厚生労働省最終案の「新たな許可制」の導入については、過度の規

制とならないよう十分に配慮するとともに、中小企業庁や中央会が行っている、事業協同組合等における受入れ事業の実施規制との整合性にも考慮すること。

- (3) 対象業種・職種や受入れ人数の拡大、再技能実習制度（高度技能実習制度）の導入など、制度の充実を図ること。また、技能実習生の厚生年金への加入については、免除措置を講ずること。
- (4) ブローカーによる事業協同組合等の悪用を防止するため、事業協同組合等については、「一定期間の本来の共同事業の実績」及び「受入れ事業の適格性」を受入れ事業実施の要件とし、法務省令に明記すること。
- (5) 受入れ組合の技能実習生の監理義務を明確にし、過度の監理責任の義務づけは行わないこと。この場合、受入れ組合と受入れ企業とで監理契約を締結し、監理実行に必要な事項の取決めを行うよう義務づけるなど、組合に監理実行のための権限を与えること。また、受入れ組合に員外監事の設置または業務監査権限を持つ監事の設置を義務づけ、これら監事就任者に対する教育研修を実施すること。
- (6) 受入れ事業の適正化を図るための新たな仕組みとして、各都道府県に外部専門家で構成する「都道府県評価委員会」（仮称）を設置し、一定の評価基準に基づき、受入れ組合の適格性の確認やその後の活動を客観的に評価する「外部評価制度」（仮称）を創設すること。

また、この「外部評価制度」と連携して、外国人研修・技能実習制度の一体的運用を図るための関係機関の横串し的な協議体として、各都道府県に「都道府県連絡協議会」（仮称）を設置すること。

さらに、こうした仕組みを円滑に推進するための予算措置を講じること。

- (7) 受入れ組合の適正化指導において、上記の「都道府県評価委員会」及び「都道府県連絡協議会」に係る運営等の役割を与えるなど、中央会の役割を明確化すること。この場合、受入れ組合に対する中央会指導の法的根拠・位置づけを明確にし、その指導機能の充実強化を図ること。

3. 若年者及び高齢者等の雇用促進と中小企業の人材育成・確保への支援

- (1) 国による職業訓練機能を維持・強化し、若年失業者や年長フリーター等の就業のための職業訓練、中小企業の従業員や後継者の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技術・技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援を強力に推進すること。
- (2) 「実践型人材養成システム」、「日本版デュアルシステム」「有期実習訓練」を内容とする「ジョブカード制度」を強力に推進し、定着を図ること。

本制度の推進に当たっては、制度の周知を徹底するとともに、中小企業が受入れやすい柔軟な制度とすること。また、訓練実施企業に対する助成金等

の負担軽減策の拡充や、制度の導入に向けて共同の取組みを行う事業協同組合等に対する支援を強力に行うこと。

(3) 社会問題化している若年失業者や年長フリーター等の就業対策を職業能力開発対策と一体的に推進するとともに、人材の確保難が深刻化している中小企業における若年者の採用・確保への支援を強化すること。

(4) 中小企業の高齢者雇用の推進に当たっては、中小企業の実情を十分考慮し、柔軟な取組みを可能とする制度設計とすること。

また、定年延長・再雇用等、企業の雇用条件整備のための支援を強化するとともに、定年引上げ等奨励金など各種助成制度の整備・拡充を図ること。

4. 学校教育における中小企業に関する教育の強化

(1) 国の明確な方針の下に、小中高大の各教育段階において、中小企業と連携しての「職場見学」、「インターンシップ」、「日本版デュアルシステム」等による実践的キャリア教育を強力に推進すること。

(2) 学校においても、創業・起業意欲を高める教育や、未来を切り開くパイオニア精神、チャレンジ精神を育む教育を積極的に推進すること。

(3) 専門高校の教育力を強化し、地域のニーズに応じた高度な職業人の育成を積極的に推進すること。

5. 中小企業の障害者雇用への支援

中小企業が障害者を雇用しやすい環境を早急に整備するための施策を強力に推進すること。また、事業協同組合等を活用した障害者雇用率制度を適用する仕組みを創設するとともに、併せて、その実施を強力に支援する助成制度を創設すること。

6. 中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と次世代育成支援対策の強化

(1) ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の推進に当たっては、現下の極めて厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の実情を十分考慮するとともに、税制、金融面での優遇制度の創設、各種助成金制度の整備・拡充、公共事業入札への評価をはじめ、「次世代育成支援対策推進センター」の支援機能の強化、事業協同組合等の活用による共同の取組みに対する支援制度の創設など、中小企業に対する総合的な支援対策を講ずること。また、次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度の基準を緩和すること。

(2) 両立支援制度の充実、労使による自主的取組みを基本として行い、育児介護休業法の改正による新たな法的義務の拡大は慎重を期すること。

7. 労働時間法制の見直し

(1) 時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。むしろ、下請取引の適正化や助成制度の充実など、時間外労働削減のための中小企業への各種支

援対策を強化すること。

- (2) 「企画業務型裁量労働制」について、多能工化等に対応する業務運用の弾力化や導入手続の簡素化、対象業務の拡大等を行い、中小企業においても有効に機能する制度に改善すること。
- (3) 自律的な働き方をすることがふさわしい仕事に就く労働者について、仕事と生活の調和を実現するとともに、仕事を通じた自己実現や能力発揮ができるようにするため、労働時間にとらわれない自律的な働き方を可能とする新たな労働時間制度を創設すること。その際は、中小企業においても活用できる現実的な制度とすること。

8. 雇用保険制度の適正な運用

- (1) 雇用保険制度については、国も責任の一端を担うべきであり、また、国庫負担は、すでに昨年の雇用保険法の改正で、従来の負担額の55%に引き下げられたばかりであるので、国庫負担の廃止・減額は行わないこと。
- (2) 雇用保険二事業（雇用安定事業、能力開発事業。事業主が保険料を全額負担）については、今後も徹底した目標管理による不断の見直しを行い、さらなる事業の合理化、歳出削減を進め、保険料負担の軽減を図ること。
- (3) 雇用助成金制度については、中小企業への制度の浸透を図るとともに、要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化などの改善を早急に行い、中小企業が活用可能な制度とすること。

9. 社会保障制度等の見直し

- (1) 社会保障制度改革に当たっては、まず制度運営の無駄を徹底的に排除し、厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げは行わないこと。
- (2) 適格退職年金の移換先として特定退職金共済を認め、早急に要件や手続などの法的整備を図ること。
- (3) パートタイム労働者の所得税・住民税の非課税限度額及び社会保険の適用年収基準を大幅に引き上げること。

【背景・理由】

1. 生産性の向上等を踏まえた最低賃金の引上げ

- (1) 政府の成長力底上げ戦略推進円卓会議において、「中小企業の実産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針」が取りまとめられたが、先に最低賃金の大幅引上げありきで、生産性の向上の成果がないまま、2年連続して大幅な最低賃金の引上げが行われている。

しかし、中小企業は、激しい競争や厳しい取引環境に加え、急激な景気の悪

化等により、厳しい経営状況に陥っており、今後もこうした企業の実態を無視した無謀な最低賃金の引上げが行われれば、企業の存続自体が危うくなり、倒産・廃業が多発し、全体の7割を占める雇用の不安定化を招くことになる。

このような状況下において、中小企業が最低賃金の引上げに応じるためには、生産性の向上等を図り、中小企業全体の底上げを実現することが不可欠である。

したがって、最低賃金の引上げは、経済情勢や経営環境の変化を考慮し、かつ、生産性の向上や下請取引改善等の進捗状況を踏まえ、その実績を反映したものとすべきである。

- (2) 本年7月に施行された改正最低賃金法において、地域別最低賃金が、第一義的に賃金の最低限を保障するセーフティネットの役割を果たすべきものであること、47都道府県において決定されなければならないこと（必要的設定）が明示されたが、その一方で、産業別最低賃金については廃止されず、最低賃金法の罰則を適用しない（民事効）こと等の見直しにとどまった。しかし、この改正により、地域別最低賃金に屋上屋を架する産業別最低賃金の役割はすでに終わったものとなっており、早急にこれを廃止すべきである。

2. 外国人研修・技能実習制度の見直し

- (1) 外国人研修・技能実習制度については、近年の研修生・実習生の大幅な増加に伴い、入国管理法違反や労働関係法令違反等の不適正事例の増加、送出し国や国内の受入れ企業からの制度充実のニーズ等に対応するため、現在、政府・与党において、運用の適正化と制度自体の見直しの検討が行われているが、中には、制度の廃止論も出てきている。

しかし、外国人研修・技能実習制度は、国際的な人材育成の制度として我が国の国際協力・貢献の重要な一翼を担うものであり、送出し国、受入れ企業双方のニーズも高く、すでに、研修から技能実習への移行申請は6万人を超えるなど、我が国及び開発途上国において今や欠かせない制度となっている。

このため、本制度の目的は、適正実施を図ることを前提に維持し、枠組みについては、政府の「規制改革推進のための3か年計画」（閣議決定）において、実務研修については労働者として扱うとの方針が示されるなど、これまでの見直しの議論の経緯を踏まえ、研修期間中の低賃金労働や違法残業等の問題が生じないように、現行の「研修（1年）＋技能実習（2年）」を「3年間の技能実習」とするのが適当である。

ただし、日本語研修や安全衛生、生活指導等の研修（非実務研修）については、その重要性に鑑み、送出し国における実施を前提としつつ、受入れ機関においても、受入れ当初の一定期間又は一定時間以上の実施を義務づけることとすべきである。この場合、非実務研修中の技能実習生の扱いについては、現行

の研修生と同じ扱い（研修手当を支給するが賃金は支給しない）とすべきである。

(2) 中小企業においては、事業協同組合等を第一次受入れ機関とする団体監理型の受入れが行われているが、団体監理型は、受入れ人数で全体の約7割、受入れ団体数で約8割を占めており、一部に不正行為が見られるものの、受入れを行っている事業協同組合等の多くは、本制度の適正な実施を通じて、実際に国際的な人材育成に多大な役割を果たしている。よって、中小企業における本制度の浸透と適正な実施を担保するためには、今後も事業協同組合等による団体監理型の受入れは不可欠であり、この枠組みを維持すべきである。

なお、厚生労働省最終案の「新たな許可制」の導入については、無料職業紹介事業や、受入れ企業に対する実習支援の専門性など許可基準の内容等によっては、事業協同組合等の受入れ団体は円滑に対応できず、大きな混乱が生じることも懸念されるので、過度の規制とならないよう十分な配慮をすべきである。

また、中小企業庁や中央会が行っている、事業協同組合等における受入れ事業の実施規制との整合性にも十分考慮する必要がある

(3) 次の事項について、制度の拡大・改善を図るべきである。

① 対象業種・職種を大幅に拡大（例えば、自動車整備業、ホテル業等のサービス業、流通業やNC工作機械等の追加）し、我が国産業の実情を踏まえたものにするとともに、多能工化の進展等の産業現場の実態を踏まえ、一連の工程や複数の職種・作業を包摂する職種の設定を行うべきである。

② 適正かつ効果的な受入れ事業を実施している優良な受入れ企業については、受入れ人数を増やすことができるような柔軟な制度設計にすべきである。

③ 優秀で意欲のある技能実習生には、一定の条件の下に再入国を認め、さらに2年程度、よりレベルの高い技能を習得できる「高度技能実習制度」を創設すべきである。その際は、団体監理型の優良な受入れ団体にも認めることとすべきである。

④ 技能実習生の厚生年金への加入については、短期滞在で直接年金とは結びつかず、掛け捨て状態の不具合な制度となっているので、免除措置を講じること。

(4) ブローカーによる事業協同組合等の新規設立や事業実施を防止するため、事業協同組合等については、「一定期間の本来の共同事業の実績」及び「受入れ事業の適格性」を受入れ事業実施の要件とし、法務省令に明記すべきである。

具体的には、「受入れ事業以外の「共同経済事業」を、設立後少なくとも1年以上実施した後に、受入れ事業の適格性を確認した上で、定款変更や規約の制定等を条件として受入れを認める」こととすべきである。

(5) 受入れ組合が、技能実習生の監理義務を負うことについてはやむを得ないが、

組合の責任を明確に示すとともに、組合への過度の監理責任の義務づけは、かえって受入れ事業の円滑な実施の妨げとなるので、行うべきではない。

この場合、受入れ組合と受入れ企業とで監理契約を締結し、監理実行に必要な事項の取決めを行うよう義務づけるなど、組合に監理実行のための権限を与えるべきである。また、技能実習生を雇用する受入れ企業に対する罰則規定を整備することが必要である。

また、受入れ組合に員外監事の設置または業務監査権限を持つ監事の設置を義務づけこれら監事就任者に対する教育研修の実施が必要である。

- (6) 受入れ事業の適正化を図るための新たな仕組みとして、各都道府県に外部の専門家で構成する「都道府県評価委員会」（仮称）を設置し、一定の評価基準に基づき、受入れ事業開始時における適格性の確認はもとより、その後の活動を継続的にチェックし、客観的に評価する「外部評価制度」（仮称）を創設すべきである。

また、この評価委員会からの報告等を受け、情報を共有・活用し、外国人研修・技能実習制度の一体的運用を図るための関係機関の横串し的な協議体として、各都道府県に「都道府県連絡協議会」（仮称）を設置することが必要である。

さらに、こうした仕組みを円滑に推進するための予算措置が是非とも必要である。

- (7) 受入れ事業の適正化のためには、取締り規制や行政処分だけでなく、設立時からの継続的な指導・支援を通じて受入れ組合の「改善・育成」を推進し、健全な組合の実現を図る、中央会特有の「改善・育成」機能の積極的な活用を図ることが必要である。

このため、入国管理局、所管行政庁（認可行政庁）、労働基準監督署、JITCOとの連携関係の中で、中央会に、上記の「都道府県評価委員会」及び「都道府県連絡協議会」に係る運営等の役割を与えるなど、中央会の役割を明確化すべきである。

この場合、中央会指導の実効性を確保するため、受入れ組合に対する中央会指導の法的根拠・位置づけを明確にし、調査・監査指導権限の強化や組織体制面の強化など、その指導機能の充実強化を図るべきである。

3. 若年者及び高齢者等の雇用促進と中小企業の人材育成・確保への支援

- (1) 独立行政法人雇用・能力開発機構の存廃問題の中で、職業訓練の民間や都道府県への移管が議論されているが、職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策であり、国の戦略・方針の下に、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国津々浦々、安定的・持続的な実施

が必要である。

このため、今後とも、職業訓練機能の根幹部分は国が維持し、さらなる充実強化を図り、①若年失業者や年長フリーター等の就業のための職業訓練、②中小企業の従業員や後継者の能力開発への体系的支援、③地域産業を支えるものづくり等の高度な技術・技能者の育成、④中小企業の技術・技能継承への支援等を強力に推進していくことが必要である。

- (2) 「ジョブ・カード制度」は、座学と企業実習を同時並行的に組み合わせて実施する「日本版デュアルシステム」や「実践型人材養成システム」、「有期実習訓練」を内容とする能力開発プログラムの訓練修了者に、職業能力・キャリア形成に関する経歴等を記載した職業能力証明書を交付するもので、平成20年度から実施された。中小企業における若年者等の人材の確保や技術・技能の継承に役立つことが期待され、全国への定着が望まれる。

「ジョブ・カード制度」の推進に当たっては、国民への制度の周知を徹底するとともに、訓練の実施方法や内容など、中小企業が受け入れやすく、活用できる柔軟な制度とすることが重要である。

しかし、現状においては、制度の認知度は低く、産業・雇用・教育に係る政策機関の連携や、企業と教育機関等の連携強化への支援、訓練実施中小企業に対する助成金等の負担軽減策の拡充や、共同の取組みを行う事業協同組合等への支援など、中小企業への定着を促進するための環境整備はまだ不十分な状況にあり、今後、このための施策を早急に実行することが極めて重要である。

- (3) 社会問題化している若年失業者や年長フリーター、ニートなどのキャリア形成を支援し、その就業を促進するため、日本版デュアルシステムや実践型人材養成システム、有期実習訓練の活用促進をはじめ、若年者のためのワンストップサービスセンターであるジョブカフェの機能強化やトライアル雇用等の拡充（期間の延長、試行雇用奨励金の増額）、さらに、企業組合等を活用した創業・起業への支援策の拡充などの総合的な若年者就業対策を職業能力開発対策と一体的に推進することが必要である。

一方、中小企業においては、地域における若年者の採用・確保が困難化しており、深刻な問題になりつつある。このため、中小企業労働力確保法による採用・定着支援対策の更なる充実、ジョブ・カード制度の活用、ハローワーク等における学卒者や職業訓練機関卒業生等の地元中小企業への就職斡旋機能の強化等により、中小企業の若年者の採用・確保・定着への支援を強化することが必要である。

- (4) 現在、厚生労働省において、今後の高齢者雇用対策のあり方が検討されているが、中小企業の高齢者雇用の推進に当たっては、中小企業の実情を十分考慮し、柔軟な取組みを可能とする制度設計が重要である。

また、中小企業における高齢者の雇用機会の確保・拡大を図るため、定年延長・再雇用等、企業の雇用条件整備のための支援を強化するとともに、高齢者雇用促進の呼び水として期待される定年引上げ等奨励金の改善（対象高齢者数に応じた奨励金の支給等）をはじめ、各種助成制度の整備・拡充が必要である。

4. 学校教育における中小企業に関する教育の強化

(1) 若者の雇用、自立、人間力強化が喫緊の課題となっている中で、若者の職業意識や勤労意欲を育むためのキャリア教育の推進や、産業人育成のための教育の充実が、健全な社会人・産業人を育成する上で重要となっている。

特に、我が国企業数の99.7%を占め、雇用の7割を担い、若者の就業の主たる受け皿となって地域の社会や産業基盤を支えている中小企業への理解・関心を高める教育が、極めて重要である。

若者が、身近な中小企業に注目し、中小企業とのふれあいを通じて、働くことの大切さや自己実現の素晴らしさを知り、中小企業や地域産業を支える人材に育って欲しいというのが中小企業の願いであり、その実現なくしては地域の再生・振興も経済の成長・発展も望めない。

このため、国の明確な方針の下に、小中高大の各教育段階において、中小企業と連携しての「職場見学」、「インターンシップ」、「日本版デュアルシステム」等による実践的キャリア教育を強力に推進する必要がある。

(2) 我が国においては、長期間、企業の開・廃業率の逆転現象が続いており、地域の再生・振興や雇用創出等の観点から、創業・起業の促進が重要な課題となっている。

創業や起業を活発にするためには、広く国民の中での起業家精神の涵養を図り、起業家を生み出しやすい風土づくりを進めることが重要である。

このため、学校においても、創業・起業意欲を高める教育や、未来を切り開くパイオニア精神、チャレンジ精神を育む教育を積極的に推進していく必要がある。

(3) 我が国産業においては、少子高齢化や団塊世代の大量退職により、ものづくり等の技術・技能の承継が大きな課題となっており、地域の産業を支える実践的で高度な職業人の育成が急務となっている。

このため、産業人教育の拠点として専門高校の活性化を図る必要があり、国は、地域のニーズに応じたスペシャリストの育成に取り組む専門高校等への支援や、専門高校と地域産業界の連携による専門的職業人の養成などを関係省庁が共同して支援する事業、日本版デュアルシステム等の実践的教育プログラム等を積極的に推進していくことが必要である。

5. 中小企業の障害者雇用への支援

中小企業において障害者雇用を促進するためには、障害者雇用の経験の乏しい企業に対する支援と、実際に障害者を雇用している企業への支援を分けてきめ細かに行う必要がある。障害者雇用の経験の乏しい企業に対しては、障害者雇用についての周知啓発をはじめ、障害者の採用・定着に関する情報・ノウハウの提供、マッチング、受入れ側の人材の養成、バリアフリー等の施設設置への支援など、中小企業が障害者を雇用しやすい環境を整備することが必要である。一方、実際に障害者を雇用している企業に対しては、職場定着等に関する情報・ノウハウの提供、ジョブコーチ等による相談・支援、強力な助成制度の実施等を早急に行うことが必要である。

また、中小企業の負担を軽減するため、中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、障害者を雇用する場合には、障害者雇用率制度を適用する仕組みを創設するとともに、併せて、その実施を強力に支援する助成制度を創設することが必要である。

6. 中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と次世代育成支援対策の強化

(1) 少子高齢化が急速に進行し、労働力人口が減少する中で、若者等の人材を確保するためには、従業員が仕事のやりがい、生きがいを実感できるような個々の生活ニーズに即した働き方を推進することが重要になっている。

このような新しい働き方を推進する「ワーク・ライフ・バランス」や「次世代育成支援」の実践の必要性が高まっており、中小企業に対してもその促進が求められている。

このため、ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援の推進に当たっては、現下の極めて厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の実情を十分考慮するとともに、これらに積極的に取り組む中小企業に対し、税制面での優遇措置や低利融資制度等の創設、各種助成金制度の整備・拡充（育児・介護雇用安定等助成金の対象範囲の拡大等）、公共事業入札への評価など、総合的な支援対策を講じる必要がある。併せて、個々の中小企業では困難な事業所内託児所・保育所の設置・運営など、事業協同組合等を活用した共同の取組みに対する支援制度を創設すべきである。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき中央会等が設置している「次世代育成支援対策推進センター」（全国94カ所、うち中央会が37カ所）を地域の推進拠点として積極的に活用することが有効であり、同センターの支援機能を是非とも強化すべきである。

さらに、中小企業においても、次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取

得しやすくするため、認定基準の緩和（例えば、「男性の育児休業取得者1名以上」等）を図る必要がある。

- (2) 厚生労働省の労働政策審議会において、育児・介護休業法の改正審議が行われており、①子育ての時間確保を容易にすることができる短時間勤務と所定外労働の免除について、子が3歳に達するまでは労働者が選択できるようにすること、②母親の出産後8週間を「パパ休暇」として父親の育児休業取得を促進すること、③父母ともに育児休業を取得した場合に休業期間を現行よりも2カ月延長できる「パパ・ママ育休プラス」を設けることなど、盛りだくさんの両立支援制度の強化策が提案されている。

中央会は、中小企業の人材確保戦略等の観点から、次世代育成支援対策の普及やワーク・ライフ・バランスの実現に積極的に取り組んでいるが、現下の極めて厳しい経営環境下で、育児介護休業制度について新たな法的義務が拡大されれば、現実の問題として、経営に余力がない中小企業は、その負担に耐えられず対応不能に陥るおそれがある。両立支援制度は、我が国企業の大多数を占める中小企業が対応できる制度であるべきである。

したがって、両立支援制度の充実は、労使による自主的取組みを基本として行い、育児介護休業法の改正による新たな法的義務の拡大はくれぐれも慎重を期すべきである。

7. 労働時間法制の見直し

- (1) 時間外労働を抑制するため、一定の時間数を超えて時間外労働をさせた場合の割増賃金の割増率の引上げ（「月80時間超50%」）を内容とした労働基準法改正案が昨年の通常国会に提出され、継続審議となっているが、このほど、これを「月60時間超50%」に修正する旨の与党合意がなされ、今後国会で成立を期することとされた（施行は平成22年4月1日の予定）。

この改正法案では、中小企業については猶予期間を設け、施行から3年経過後に再検討することとされているが、時間外労働抑制策としての割増賃金率の引上げは、画一的な労働時間規制を企業に強制するものであり、一段と厳しさを増す競争環境の下で常態化している取引先の突発的な短納期発注等に対して、限られた人員で対応せざるを得ない中小企業にとっては、大きなコスト負担増となり、事業活動を著しく圧迫し、企業の存続自体を危うくするものである。したがって、中小企業に対しての割増賃金率の引上げは認められない。

むしろ、中小企業の時間外労働を削減するため、下請取引の適正化や助成制度の充実等、各種支援対策を強化すべきである。

- (2) 裁量労働制（みなし労働時間制）の「企画業務型裁量労働制」（企画、立案、調査、分析業務を行う者が対象）については、導入要件が厳しいことから中小

企業では導入が進んでいないが、柔軟な労働時間管理をすることにより、従業員の能力発揮とそれによる生産性の向上や、仕事と生活の調和の促進が期待される。

しかし、厚生労働省の労働政策審議会で制度の改正が答申されたにもかかわらず、前項の労働基準法改正案には盛り込まれず、いまだ働き方の多様化や中小企業の実態を踏まえた制度とはなっていない。

このため、従業員の多能工化や業務のマルチ化等に対応する業務運用の弾力化や、労使協定による導入を認めるなど手続きの簡素化を行うとともに、営業業務等の対象業務の拡大等を行い、中小企業においても多様な働き方の選択肢の1つとして有効に機能する制度に改善する必要がある。

- (3) 近年、成果等が労働時間の長短に比例しない性格の業務を行うホワイトカラー層が増加する中で、こうした労働者について、仕事と生活の調和を実現するとともに、仕事を通じた自己実現や能力発揮ができるようにするため、労働時間にとらわれない自律的な働き方を可能とする新たな労働時間制度の創設を検討すべきである。厚生労働省の労働政策審議会で新たな制度の創設が答申されたが、上記(1)の労働基準法改正案から除外された経緯がある。

なお、制度化に当たっては、中小企業においても活用できる現実的な制度とすべきである。

8. 雇用保険制度の適正な運用

- (1) 現在、雇用保険の国庫負担の廃止が検討されているが、国庫が失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、雇用保険制度における最も主たる保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用対策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきとの考え方によるものであり、国は従来どおり雇用対策に係る責任を担うべきである。また、国庫負担は、すでに昨年雇用保険法の改正で、従来の負担額の55%に引き下げられたばかりであり、積立金の増加等を理由に国庫負担の廃止を言うのであれば、むしろ保険料を引き下げるべきである。したがって、国庫負担の廃止もこれ以上の減額も認められない。
- (2) 雇用保険二事業（雇用安定事業、能力開発事業。事業主が保険料を全額負担）については、今後も徹底した目標管理による不断の見直しを行い、さらなる事業の合理化、歳出の削減を進め、保険料の負担軽減を図るべきである。
- (3) 各種雇用助成金制度については、中小企業への制度の浸透がいまだ不十分であり、また、手続面での煩雑さ等、活用面での改善もなされておらず、中小企業にとっては極めて活用しづらい制度となっている。

このため、中小企業への一層の周知を図るとともに、中小企業の実態やニーズを踏まえた要件の設定・緩和、申請窓口の一本化、申請書類等の簡素化など

の改善を早急に行う必要がある。

9. 社会保障制度等の見直し

(1) 中小企業においては、原油・原材料の高騰等により収益が悪化する中で、労務関係費の増加は企業競争力の後退につながりかねない。

社会保障制度改革に当たっては、労使折半である厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないように十分配慮するとともに、制度の改革と負担のあり方について慎重かつ総合的な検討を行うことが必要である。

(2) 適格退職年金が平成24年3月末に廃止されるが、特定退職金共済はその移換対象となっていない。このため、年金資産の非課税での移換や年金受給者に対する受給権を担保する仕組みを法律上で明確に位置づけるなど、早急に要件や手続きなどの法的整備を図る必要がある。

(3) 現行の所得税・住民税の非課税限度額（所得税103万円、住民税100万円）や社会保険の適用年収基準（130万円）は、あまりにも水準が低すぎ、多くのパートタイム労働者が繁忙期の年末に近づくと収入を非課税限度内に抑えるべく、自ら休職、欠勤等の「就労調整」を行っている（厚生労働省調査等によると3人に1人強）。このため、中小企業の現場において繁忙期の要員確保に支障をきたしており、また、パートタイム労働者の就労意欲をそぐ結果となっている。

労働力人口の減少が進みつつある中で、このようなパートタイム労働者の継続的就労を促進するため、これら非課税限度額等の大幅な引上げを行うことにより、こうした不合理な状況を是正することが必要である。

5. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充

中心市街地及び中心市街地以外の商店街、共同店舗及び個店に対して、一層の支援拡充を図ること。

また、地方公共団体は、商店街等の活性化を図るため、条例等の制定により、大型店等の積極的な地域貢献等を促すこと。

【具体的な要望事項】

1. 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

- (1) 中心市街地の活性化を支援するため、「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業」の拡充を図ること。
- (2) 都市機能を中心市街地に集約させるため、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する際に、低層部分に商業機能を配置させる等の条件をつけること。

2. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

- (1) 低炭素社会、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応する商店街等の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」の拡充を図ること。
- (2) 空き店舗の活用やテナントの誘致など商店街全体の店舗・施設の構成のマネジメントの支援、リテール・サポートや新たな担い手の育成により個店力を向上させて繁盛店を創出するための支援を講じること。また、共同店舗に対しても、空きスペースの入居費や改装費等の助成制度を創設すること。
- (3) 公共性の高い共同施設（アーケード等）資金の借入に際しては、個人保証の免除等の弾力的運用制度を創設すること。また、公共的施設物（アーケード等）に関わる道路占有料を全額免除すること。
- (4) 商店街等が費用を徴し街路灯等に設置する広告物の取扱いについては、地域によって取扱いが異なるように、国土交通省の通達に準拠し適切に対応すること。

3. 大型店等に対する指導・規制の強化

- (1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正な対処を図るため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
- (2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合等への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献等への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。
- (3) 地球環境の保全、ワーク・ライフ・バランスの推進、犯罪の未然防止等の観点から、営業休日の減少や長時間営業などを行う大型店や大資本チェーン店に対して自粛指導を行うこと。

【背景・理由】

1. 中心市街地の活性化に対する支援の拡充

改正中心市街地活性化法に基づく基本計画は、53市54基本計画（平成20年10月27日現在）が認定されている。また、中心市街地活性化協議会は121地域（平成20年10月27日現在）で設置されており、基本計画の新たな認定申請に向けた取組みも進められている。

基本計画に基づき都市機能の市街地集約と中心市街地のにぎわい回復の双方に一体的に取り組む地域において、商店街・商業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て実施する「戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業」を拡充し、本格化する中心市街地活性化の取組みを支援することが必要である。また、都市機能を中心市街地に集約させるには、中心市街地に立地するマンションやオフィスビルを建設する際に、低層部分に商業機能を配置することを条件とすることも必要である。

2. 商店街・共同店舗等に対する支援の拡充

中心市街地以外の市街地や商店街・共同店舗等の振興も重要な課題である。そのため、低炭素社会、少子高齢化、安全・安心等の社会課題に対応する商店街等の取組みに対して支援する「中小商業活力向上事業」を拡充することが必要である。

商店街の魅力・利便性の向上のためには、商店街を一体としてとらえ、活性化していくことが必要である。このため、空き店舗の活用やテナントの誘致など商店街全体の店舗・施設の構成のマネジメントの支援、リテール・サポートや新たな担い手の育成により個店力を向上させて繁盛店を創出するための支援が必要である。共同店舗についても、空きスペースの入居費等に対する助成制度の創設が必要である。

商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）については、資金の借入の際の個人保証の免除等の弾力的運用や道路占有料の全額免除が必要である。また、商店街等が費用を徴して広告を付した街路灯やベンチ等を道路上に設置する場合、地域によって対応が異なることのないように、適切に対応することが必要である。

3. 大型店等に対する指導・規制の強化

都市計画法等の改正により、大規模集客施設の郊外立地には一定の歯止めがかけられているが、地域ごとの実情を反映するためには、地方公共団体による土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定等によって、適正で実効性のある対処が行われる必要がある。

大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の4業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は地域貢献条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求める必要がある。

また、大型店や大資本チェーン店が行う営業日数の増加や長時間営業は、地球環境の保全やワーク・ライフ・バランスの推進に反する側面をもつものであり、深夜営業による犯罪の未然防止の観点からも、自粛指導を行うことが必要である。

6. 中小流通業・サービス業振興対策の強化

中小流通業について、中小卸売業振興法（仮称）の制定をはじめとする抜本的な対策を講ずること。

また、中小サービス業や中小観光関連サービス業等の支援策を強化すること。

【具体的な要望事項】

1. 中小流通業対策の強化

- (1) 中小卸売業の機能充実のため、中小卸売業振興法（仮称）を制定するなど抜本的な振興策を講ずること。
- (2) 卸団地内の組合員の業態変化等に積極的に対応するため、流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和すること。
- (3) 駐車違反取締り地区においては、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、業務に配慮した対策を講じること。
- (4) 燃料価格高騰に対応するため、高速道路利用料金を引き下げるとともに、国土交通省が策定した「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を荷主事業者に周知徹底すること。

2. 中小サービス業対策の強化

- (1) 中小サービス業、生活衛生関係サービス業の一層の発展を図るため、人材育成支援の充実、金融・税制の整備、業種別団体を活用した中小サービス業対策の強化等を図ること。
- (2) 国際競争力ある観光関連サービス産業を育成するため、中小観光関連サービス業に対して、積極的な支援策を講じること。
- (3) 少子高齢化やまちづくりなどの社会的課題を解決するためのコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに対して、積極的な支援策を講じること。

【背景・理由】

1. 中小流通業対策の強化

中小卸売業は、流通の中で、販売機能、情報機能、金融機能、配送機能、保管機能等を発揮し、わが国内経済の発展に大きく寄与してきた。また、卸商業団地は、地域への商品の安定供給、立地環境の改善など、地域経済の発展に寄与してきた。

しかし、近年の急激な流通構造の変化と立地環境の変化の中で、中小卸売業は

厳しい経営を余儀なくされ、卸商業団地も新たな局面を迎えている。卸売業の健全な発展のためには、自助努力に加えて国による強力な支援が必要であり、中小小売商業振興法と同様な法律を制定し、抜本的な振興策を講じる必要がある。

また、卸商業団地内の組合員が業態変更を行う場合が見られるが、流通業務市街地整備法においては、当該地区には流通施設しか設置できない。業態変更をした組合員が営業を続けられるよう流通業務市街地整備法の緩和が必要である。都市計画法の業務地区の指定についても、同様の理由に加えて、脱退した組合員の跡地に新規企業を誘致するに際して卸売業だけでは埋まらない現状にあり、都市機能の中心市街地への集約を十分に考慮しつつ、一定の緩和が必要である。

改正道路交通法に基づく駐車違反取締りが強化されて2年が経過したが、中小企業は、大企業と違って駐車場や荷捌き場所の確保、正社員やアルバイト等の車両での常時待機は、資金的・人的に余裕がなく対応できない。このため、駐車違反取締り地区において、積み卸し業務が可能な駐車スペースを確保するなど、円滑な業務の遂行や生活者の利便に配慮した対策を講じる必要がある。

中小運輸業は、急激な燃料価格の高騰の中で、その上昇分を価格に十分転嫁できず厳しい経営を余儀なくされている。燃料価格高騰対策と物流コストの低減の観点から、高速道路利用料金の引下げや大口・多頻度割引制度に係る契約単位割引の改善とともに、国土交通省が策定した「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を荷主事業者に周知徹底し、実効を期す必要がある。

2. 中小サービス業対策の強化

サービス業の成長と生産性の向上は、わが国経済の持続的発展に不可欠であると言われる。サービス業は中小企業の多い分野であるが、中小サービス業に対する支援は、中小企業一般に対する支援の一環として行われてはいるものの、多様なサービス業の特性を踏まえたものとはなっていない。

このため、生産性向上など中小サービス業の一層の発展を促すためには、若手創業者や従業員等への研修制度の充実をはじめとする人材育成、金融・税制の整備などサービス業一般を対象にした支援のほか、サービス業の業種別団体を活用した対策を強化する必要がある。

また、観光立国推進のために「観光庁」が発足したのを契機に、国際競争力ある観光関連サービス産業を育成するため、中小観光関連サービス業に対しては、一層積極的な支援が行われる必要がある。

少子高齢化やまちづくり、環境保護などの様々な地域的・社会的課題をビジネスとして解決しようとするコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの重要性が増しているが、それらを積極的に事業主体として捉えて支援していく体制は整備されていない。このため、支援体制を整備するとともに、企業組合などによる

同様な活動を含め、積極的な支援を行っていく必要がある。

7. 持続的発展を可能とする環境・エネルギー・事業継続対策の拡充

低炭素社会や持続可能な社会の実現に向けて、中小企業が環境・資源エネルギー対策等の社会的課題に円滑に対応できるよう、組合等連携組織を有効に活用し、十分な配慮や支援を行うこと。

自然災害発生等の緊急時における中小企業者に対する万全できめ細かな事業継続支援対策を拡充すること。

【具体的な要望事項】

1. 環境・資源エネルギー対策の拡充

低炭素社会や持続可能な社会の実現に向けて、中小企業者が、環境・資源エネルギー対策等の社会的課題に円滑に対応できるよう、以下の取組みについて、効果的かつ効率的な対策実現の担い手である組合等を積極的に活用するとともに、技術、情報、人材、資金、税制面等各方面にわたる支援策を拡充・強化すること。

- (1) 環境指針・省エネルギー推進のための業種別指針等の策定
- (2) CO₂削減の推進及び国内排出量取引事業
- (3) 穀物を原料としない国産バイオ燃料の大幅な生産・利用拡大に向けた事業
- (4) 環境負荷低減のための技術開発・ゼロエミッション事業を含めた3R推進事業（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）
- (5) エコアクション21などの環境認証の取得等、環境経営の推進
- (6) 土壌汚染や騒音規制に対する調査及び施設整備、アスベストを使用した構築物の解体やアスベストの除去等
- (7) グリーン購入法の周知徹底、グリーン商品に対する優遇措置の実施による民間市場の拡大など環境関連産業の育成

2. 緊急時における中小企業事業継続対策の拡充

- (1) 自然災害発生等による緊急時において、中小企業の事業継続支援のため、セーフティネット対策等を拡充・強化すること。

また、風評被害防止へ万全の対策を期すとともに、地域経済再建のため中長期的な視野に立った支援策を講ずること。

- (2) 国及び地方公共団体は、自然災害等の発生に備え、中小企業組合等を活用した「災害に強い地域づくり」「地域レベルでの危機管理体制」の構築・整備を早急に進めること。

また、「中小企業BCP（緊急時企業存続計画）」の策定・運用について、中小企業組合を有効に活用して普及促進を図るとともに、人材・金融・税制等の特別措置を講ずること。

【背景・理由】

1. 環境・資源エネルギー対策

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に深刻な影響を及ぼす重大な課題であり、将来の世代に良好な地球環境を引き継ぐ取組みは事業者としての責務でもある。

特に、環境・省エネルギーを推進する指針の策定、CO₂排出削減ノウハウを持つ大企業と同業種組合とのパートナーシップによる排出量取引事業、木材・木質バイオマス利活用の推進、廃棄物処理の推進、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）のための設備導入、環境認証の取得、土壌汚染対策法及び騒音規制法等の環境規制への対応、グリーン購入法の周知徹底等が急務である。

しかしながら、経営資源の乏しい中小企業が独自で対応していくことは非常に困難であることから、国は、中小企業が環境・資源エネルギー対策を効果的かつ円滑に推進できるよう、組合等連携組織を活用するなど、中小企業の共同化による環境対策に対して、特段の支援を行うことが必要である。

2. 緊急時における中小企業事業継続対策の拡充

(1) 多発する自然災害に対する事業継続対策

日本は地震大国であり、また、近時多発している各地の記録的な局地的豪雨、猛威をふるう台風等の自然災害、感染症（鳥インフルエンザ等）、電力、金融、情報通信等のインフラ停止及びサプライチェーンでのトラブル（原材料偽装問題等）など様々な予期せぬ被害が発生している。このような被害発生の緊急時において、中小企業が事業を継続していくためには、迅速かつ実効あるセーフティネット対策の拡充・強化が必要である。

また、地域及び中小企業が本格復興するには相当の時間や費用を要するとともに、風評被害が地域経済再建の大きな妨げになることから、国は、風評被害へ万全な対策を期すとともに、中長期的な視野に立った総合的な事業継続支援策を講ずる必要がある。

(2) 組合を活用した地域・体制づくり、BCP策定対策

国や地方公共団体では、自然災害等の発生に備えた「災害に強い地域づくり」「地域レベルでの危機管理体制」の構築・整備が進められている。団地組合、商店街組合等の特定の地域に組合員が集積している組合は、災害時に地域住民の避難施設の提供等を行うことによって、従業員をはじめとする地域住民の安全の確

保、逸早い事業の復旧等を支援しており、緊急時における地域・体制づくりに当たっては、中小企業組合との連携が重要である。

また、災害等による中小企業の事業中断が、大企業のサプライチェーン全体の工程を中断させるなど、その被害は当該中小企業に止まらない大きな問題となる。中小企業が事業を継続していくためには、建物の耐震化、顧客や従業員の安全確保などの初動対応から、緊急時対応、資金調達等の事業復旧まで、事前に被災後の復旧対策を検討・計画するBCP（緊急時企業存続計画）を策定・運用することが肝要である。

さらに、同一の地域に所在する複数の企業が同時に被災した場合には、同業種組合の遠隔地にある複数の組合間連携（バックアップ態勢の構築）が有効な手法となることから、全国規模の組合・連合会などの組合等のネットワークを活用することが有効である。

現在、国のIT活用支援策の一つである「中小企業IT経営革新事業」において、災害時におけるデータバックアップシステムを構築しているが、中小企業のBCPを促進するためにも、同システムの普及促進に対して支援する必要がある。